

主な記事

- 2面：2016夏季労働セミナー講演①、質疑応答
- 3面：講演②、全体討論・答弁まとめ
- 4面：青森地連タクシー裁判第4回弁論、連合自教連絡会第1回全国交流会、長崎県タクシー労組約り大会

全自交しんぶん

第1144号
7月15日

(有料制968号)
2016年/平成28年
(昭和48年7月19日)
第三種郵便物認可

THE ZENJIKO
全自交しんぶん
発行＝全国自動車交通労働組合連合会
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目7番9号
電話＝03東京(3408)0875・0876
zenjiko-roren@zenjiko.or.jp
発行責任者＝松永 次央
毎月1日、15日発行(月2回)
……購読料 1ヵ月 70円……

2016夏季労働セミナー

白タク合法化阻止し、適正化・活性化を加速させよう



白タク合法化阻止と労働条件改善に向けこぶしを突き上げる参加者

職場で全ての仲間の賃金改善へ

全自交労連は7月12日・13日の2日間、静岡県の伊東市で「2016夏季労働セミナー」を開き、全国から160名を超える仲間が集まりました。①タクシー産業の基盤を奪う白タク合法化阻止、②特定地域拡大し適正需給確立、③初乗り距離短縮運賃の拡大阻止と適正運賃の確立の政策課題に加え、④公共交通労働者にふさわしい労働条件確立、⑤組織の拡大・強化を提起しました。また、宮里邦雄弁護士と国交省の鶴田浩久旅客課長の講演を受け、討議を深めました。全体討論とセミナーまとめを行い、最後にガンバロウを三唱し終了しました。

に感謝を述べるとともに、三木谷らの提唱するライドシェアの動きに警鐘を鳴らしました。そして「白タク反対の世論を喚起するために幅広い陣形で市民会議を設立する。特定地域拡大に向け青森裁判に勝ち抜き、改正法の実効性を確保しよう。期間限定・地域限定の対策には限界があり、規制緩和の根本的見直しに向け前進しよう」と参加者に訴えました。

その後、国交省の鶴田浩久旅客課長が講演し、高齢化が進む日本の人口構造と外出率や増加している訪日外国人旅行者の推移を示すとともに、適正化・活性化の取り組みを呼びかけました。また、国家戦略特区改正案の概要の説明を行った後、ライドシェアについて「安全・安心面で問題がある。タクシーが足りなく質が悪い諸外国と日本の状況は違っていて、日本のタクシーはワーバー以上のサービスができるようになってほしい」と訴えました。講演後、4名の仲間が、協議会の運営方法、預かり休車制度への提案、初乗り短縮運賃への対応等について質問しました。

その後、松永書記長がセミナーの討議課題を提案して第一目を終了しました。

第二日は、鈴木副委員長が運営日程を提案した後、全体討論を行い、熊本本地の真東さんが熊本地震への救援活動とカンパにお礼を述べました。そして3名の仲間から、倒産対策への支援、不当労働行為との闘い、参議院選挙の取り組みの質問と意見を述べました。松永書記長は、熊本地震へのカンパが700万円を超えたことを報告するとともに、セミナーのまとめを行い、討論を終えました。

北坂副委員長の閉会挨拶後、ガンバロウで締めました。

定年後再雇用 学習を職場で活かそう

伊藤実中央執行委員長あいさつ

全国各地から参議院選挙をした。憲法改正問題もあり、戦って本セミナーに参加した。有権者の政治的自覚が試され、だきあげがとうございます。た選挙でしたが投票率も思ってたより上がり、民意を反映させた結果かどうか疑問です。今後とも、平和で生活第一を果たすことができませんで

熊本地震に対し、全国の仲間から支援カンパが寄せられました。本当にありがとうございます。これからもしっかりと支えていきたいと思っております。

ライドシェア問題では、国家戦略特区法の改正で有償運送の規制緩和が行われることとなりました。厳しく批判しなければなりません。また、三木谷の新経済連がライドシェア合法化に向けて働きかけ



あいさつする伊藤委員長

を強めており、「成長戦略」に盛り込んで秋までに結論を出すと言っています。我々も自治体への働きかけを強めるとともに、市民会議を立ち上げ世論を喚起していきたく考えています。改正法の実効性が問われています。青森裁判に勝ち抜いて特定地域の指定基準見直しを実現するとともに、協議会での地域計画を早期に作らせるために全力を上げましょう。

本日、宮里弁護士が講演されますが、定年後再雇用で同じ業務につかせ賃金を引き下げるのは違法とされました。しっかりと学習し皆さんの職場で学習内容を活かしていただきます。

第24回参議院選挙

全国各地のご支援ありがとうございました

吉田ただとも候補 個人票153,197 (社民党順位2位・次点)
社民党・得票総数1,536,238 (比例1議席)

たしろかおる候補 個人票113,571 (民進党順位12位・次点)
民進党・得票総数11,750,965 (比例11議席)

夏季セミナー講演①

定年後再雇用(有期雇用契約)における賃金引き下げの違法性(不合理性)

共同法律事務所 宮里邦雄弁護士

長澤運輸(労働契約法20条違反)事件の概要

定年後に再雇用する制度が多くの企業で採用されています。全く同一の労働に従事しているにもかかわらず、賃金に差を設けることが許されるのか、これが長澤運輸というトラック輸送を営業している会社の事件であります。本年5月13日に東京地裁判決が出ました。一審判決であります。会社側は控訴いたしました。現在東京高裁で審理中であります。この判決は業界にとりて驚天動地の判決であった。したがって今業界を挙げて猛反響をしようとしていますので、一審判決を固め勝たせなければいけないわけです。

この裁判ではどういふ点が問題になったかという点、第一は定年後再雇用という有期契約にも労働契約法20条が適用されるかどうかという問題でした。定年後再雇用というのは一旦定年まで雇用が保証されて退職金が精算をされて、それから始まる有期です。しかもそれはだいたい65歳まで。こういう特殊な有期契約について労働契約法20条

労働契約法20条は定年後の有期雇用に適用される

この裁判ではどういふ点が問題になったかという点、第一は定年後再雇用という有期契約にも労働契約法20条が適用されるかどうかという問題でした。定年後再雇用というのは一旦定年まで雇用が保証されて退職金が精算をされて、それから始まる有期です。しかもそれはだいたい65歳まで。こういう特殊な有期契約について労働契約法20条

は及ぶのかどうかということが非常に大きな争点になったわけです。会社側は、定年後再雇用というのは法律によってやむを得ず義務付けられている中で労働者の雇用を保証するために、定年後有期雇用を締結しているのだから20条は適用にならないと主張した。ところが労働契約法20条に違反するからと、定年後再雇用を締結しているのだから20条は適用にならないと主張した。ところが労働契約法20条に違反するからと、定年後再雇用を締結しているのだから20条は適用にならないと主張した。

第二は20条が適用になるとして、20条は職務の内容、責任の程度、その他の事情から見て不合理な労働条件であるか、これが裁判の最大の論点でした。

本件判決の意義と今後の検討課題

この判決が画期的なのは、初めて定年後再雇用の労働者が賃金の格差を争った判決の第一号ケースであり非常に注目されたことです。特に20条の適用が認められたということは定年後再雇用に大きな影響をもつことは間違いありません。

この判決が画期的なのは、初めて定年後再雇用の労働者が賃金の格差を争った判決の第一号ケースであり非常に注目されたことです。特に20条の適用が認められたということは定年後再雇用に大きな影響をもつことは間違いありません。

質疑応答

宮里弁護士・回答

本件は高裁法では65歳までの雇用が義務付けられていることが前提。定年後の再雇用も65歳まで。この判決では同一労働である限りは同一賃金。ですが雇用継続給付金や年金支給額は考慮される。

宮里弁護士・回答

この判決では同一労働である限り同一賃金だと言っている。年齢により能率が低下することが具体的に論証できなければ賃金を引き下げはできない。能率に違いがないのに率を下げられるのは不合理。

大阪地連・加藤さん

画期的判決だと思いが、タクシー職場は賃金が問題とな

群馬地連・生澤さん

私の会社では、60歳過ぎた時点で再雇用されると歩率が2%引き下げられる。この程度の引き下げは問題ないのかを聞きたい。

宮里弁護士・回答

本件の判決は、完全な同一労働の場合は、相違の程度がいかにかわらず許されないと

宮里弁護士・回答

本件の判決は、完全な同一労働の場合は、相違の程度がいかにかわらず許されないと

同一労働同一賃金をめぐる最近の議論動向

驚くことに今度の参議院の一般的水準は正規の8割、本気でやる気があるかは疑問だ。同一賃金を導入すべきと言っています。安倍さんが急に言い出した。法制化も辞さないだろうと思えます。政府の中にも検討が行われて、一億総活躍社会の重要な政策として同一労働同一賃金が位置づけられる。一

きいている。労働組合の重要な課題であり、まじめに取り組まなければ労働組合の将来が危ないと思えます。この機を逃さず法制化を目指しましょう。合理的な理由なしには格差は禁止することが柱。また合理性証明は使用者にあることが大事。労働組合の方針として確立してほしい。



夏季セミナーで講演する宮里邦雄弁護士



座長を担った鈴木さん(左)と中島さん(右)

見て不合理な労働条件であるかは正社員賃金を適用するかどうかという法的な根拠はないと主張しました。事情から見て不合理と言えるかどうかというのが二番目の裁判の対立点です。

三番目は不合理だと判断された時に不合理の時法的にも正社員賃金が適用される労働契約上の地位を有する。そしてこれまで払われた賃金と、正社員としての賃金の差額を支払えということ。差額支払いの判決が出たというところがこの判決の結論です。非常に明確な20条違反の責任を追求して認められたら100%完勝した判決だと思います。

定年を廃止したりして20条の適用を免れる。そして定年を延長する際に賃金を切り下げることがある。そうするとその場合の切り下げは法的にどうかという問題がまた出てきます。しかし、定年制の廃止とか定年延長の場合には問題があるので20条の適用は免れるということでもあります。

講演②

安全と良質なサービスでウーバーをしのぐ日本のタクシーに期待

国土省自動車局旅客課

鶴田浩久課長



講演する国土省の鶴田浩久課長

質疑で各地の課題を要請

北海道地連・鈴木さん

札幌交通圏の協議会が進んでいない。特定地域計画の作成に働きかけをお願いする。

第1日目に国土省自動車局旅客課の鶴田浩久課長が、タクシー産業の取り巻く環境について説明しながら①タクシー特措法、②タクシー革新プラン2016、③国家戦略特区改正案の概要（道路運送法関係）、④ライドシェア関係について講演しました。ライドシェア問題については「安全上の問題があるが、タクシーにウーバーよりできない面が無いということが大事」と述べ、良質なサービスでウーバーをしのぐよう日本のタクシーに期待を語りました。

鶴田課長・答弁

特定地域は原則3年。最初の2年は解除しない。合意が無駄にしない協議をお願いする。45日目の告知についても改善できないか検討する。預かり休車の問題は、U・D・EVは必要ないのか。

大阪地連・加藤さん

事業者も巻き込まないと地域計画の作成は進まない。合意形成をすすめる上でも預かり休車の復活要件に「衝突安全装置を付けている車両」を追加できないか。また、特区で自家用車の活用拡大となつたが憲法95条にある住民投票は必要ないのか。

鶴田課長・答弁

預かり休車の復活に関する新たな提案として貴重な意見だが、U・Dで衝突ブレーキとハードルが上がるとなるので逆に見極めなければならぬ。もう一つは実際に目に見える形でやってみて「乗ってみたい」という見解。国会答弁でも住民投票はしないとなっている。

富山地連・石橋さん

事業者サイドから見れば休業で生産調整すると総営業収下が、雇用の問題も出てくる。雇用調整助成金の活用について国土省からもアプローチして予算を付けるための措置が必要だ。また、女性の活躍と言われているが、片手間な非正規のドライバーが増えはいけない。特区での有償運送で運転者代表も協議会に入れるのか。

鶴田課長・答弁

東京地連・黒木さん

東京の初乗り運賃の見直しについてだが、実証実験を行うとあるがその目的は何なのか。また、その実験結果によっては申請が却下されることもあるのか。また、実験する側の意図的な誘導が無いようお願いしたい。

鶴田課長・答弁

申請は7割を超え審査に入っている。一つは実験は総収入が減らないためには爾後運賃をどうするかを見極めなければならぬ。もう一つは実際に目に見える形でやってみて「乗ってみたい」という見解。国会答弁でも住民投票はしないとなっている。

熊本地本・真東さん



熊本地震では全壊4件、半壊4件、一部損壊多数を出したが人的被害はなかった。当初は組合員の安否もわからず、事務所のビルも閉鎖され不安に駆られた。しかし、長崎地連・佐賀地連・福岡地連・関西地連・愛知地連・労働本部から支援物資が届き、全国から多額のカンパも頂いた。本当に感謝している。これから復旧を目指して全員で頑張っていく。ご支援ありがとうございました。

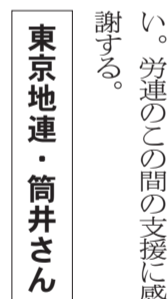
岩手地本・東館さん



大阪地連・福盛さん



東京地連・筒井さん



松永書記長

答弁とまとめ

第一日目に宮里弁護士

の確認したい。

熊本地震では全壊4件、半壊4件、一部損壊多数を出したが人的被害はなかった。当初は組合員の安否もわからず、事務所のビルも閉鎖され不安に駆られた。しかし、長崎地連・佐賀地連・福岡地連・関西地連・愛知地連・労働本部から支援物資が届き、全国から多額のカンパも頂いた。本当に感謝している。これから復旧を目指して全員で頑張っていく。ご支援ありがとうございました。

今年に入って岩手県北部の二戸市にある玉川タクシーで賃金の遅配が始まり、6月に裁判所に破産を申し立てた。現在は、裁判所から事業継続の許可をもらって懸命に事業を継続している状況にある。これまででも東日本大震災の時や一関タクシーの倒産の際に本部の支援を受けて職場を再建してきたが、今回も職場の仲間がしっかり団結して頑張ってきた。支援をよろしくお願ひしたい。

第24回参議院選挙では、私たちが推薦した「たしろかおる」さん「吉田ただとも」さんの二人を国会に送り出すことができなかった。貴重な議員を失ってしまったが、これだけの団結で勝てなかったことを執行部としてもしっかり受けとめ戦略的に行動するよううにしたい。

熊本地震の対応については全国の仲間が支援カンパに協力してくれたことに感謝する。熊本の皆さんには是非頑張ってください。

岩手の玉川タクシーの仲間からは、努力が足りなかったのではないかと意見が出る。学習内容を是非職場で活かしてほしい。

国土省の鶴田さんの講演では訪日外国人旅行者の増加や高齢化社会の現状が報告された。改正法を活かして公共交通の安全・安心をしっかりと守っていかねばならない。青森裁判に勝利し、白タク合法化を許さず、情勢認識を共有し力強く前進しよう。

情勢認識を共有し力強く前進しよう。

セミナーの全体討論とまとめ

情勢認識を共有し力強く前進しよう



討論をまとめる松永書記長

今年に入って岩手県北部の二戸市にある玉川タクシーで賃金の遅配が始まり、6月に裁判所に破産を申し立てた。現在は、裁判所から事業継続の許可をもらって懸命に事業を継続している状況にある。これまででも東日本大震災の時や一関タクシーの倒産の際に本部の支援を受けて職場を再建してきたが、今回も職場の仲間がしっかり団結して頑張ってきた。支援をよろしくお願ひしたい。

第24回参議院選挙では、私たちが推薦した「たしろかおる」さん「吉田ただとも」さんの二人を国会に送り出すことができなかった。貴重な議員を失ってしまったが、これだけの団結で勝てなかったことを執行部としてもしっかり受けとめ戦略的に行動するよううにしたい。

情勢認識を共有し力強く前進しよう。



挨拶する連合の南部副事務局長

合自教連絡会

第1回全国交流会
羽後自動車学校職員労組の結成を報告

連合自動車教習所連絡会は7月15日午前、第5回連絡会議を開き、同日午後には「第1回全国交流会」を開きました。全自交労連からは、鈴木和彦副委員長(自教部長・秋田地連書記長)と高橋学書記次長が出席し、秋田県内の羽後町で1月に結成された羽後自動車学校職員労働組合の結成までの経過報告を行いました。

連合自動車教習所連絡会は例年この時期に警察庁との「全国意見交換会」を行ってまいりましたが、本年は諸事情により警察庁の参加が叶わず、自教労組による「全国交流会」として行われました。交流会には、連合本部の3名と全自交労連など7産別・11都道府県から28名が参加しました。自動車学校の指導員を担っている仲間も19職場から参加し、活発な意見交換が行われました。

意見交換の題目として、①教習時間の緩和について、②高速教習成立要件或いは実施基準の見直しについて、③二輪教習における指導員数に對

青森地連 タクシー裁判第4回弁論

全国を代表する闘いに勝ち抜く



勝利を目指して最後まで闘う決意を固める参加者

特定地域の指定基準の違法性を訴えた青森市のタクシー判の第4回口頭弁論が7月8日、午後2時から青森地方裁判所で行われました。

原告側は6月17日に準備書を提出し、規制緩和により減車に協力しない会社が得をした供給過剰状態は、特措に迫られたことを明らかにし、減車を協力した会社が損をするという状況を作り出す

また、改正特措法の運用においても当初示した国交省の指定基準に人口要件は無く、規制改革会議が「営業車両総数の半数を有意に下回る割合とすべき」との意見書を提出したこと。人口30万人基準により、適正車両数との乖離率が20%を超える青森県交通圏等の36地域を特定地域の指定から除外する一方で、乖離率10%未満の5地域が特定地域に指定されていることを示し、30万人基準が、発議者の「供給過剰が実際に発生している」と認められる地域を指定することに合致していないことを論証しました。

7月7日付けで大妻女子大学の戸崎肇教授が裁判所に意見書を提出。意見書で①タクシーの公共性と重要性の高まり、②タクシー事業が健全が健全に存続するための条件、③タクシーに関する近年の政策の問題性、④タクシー事業適正化・活性化法導入とその後、⑤今回の裁判に対する見解について論じました。

その中で、当初、国交省は実情から見て全国で70から80地域が特定地域に指定されることとしていたが、規制改革会議からのクレームによりきつしたる根拠もなく10数地域まで限定すべきとの要求が出されたことを示し、「専門性の乏しいこうした会議が強力な発言権を有すること自体が問題」を指摘する。人口要件など、その評価基準を意図的に操作したとしか解釈できない」と主張し、最後に「タクシー労働者の待遇改善を行うことは、タクシーという公的必需品の健全な状態での安定供給を持統的に行っていく上で極めて重要なものとする。是非とも原告の方々の訴えに真摯に耳を傾けていただきたい」と結びました。

戸崎肇大妻女子大教授が意見書を提出

青森県交通労働協会の仲間など35名が参加しました。全自交労連から伊藤委員長と高橋書記次長が出席しました。

横山弁護士は「被告の主張があったとしても人口30万人基準の不合理性は変わらな

判決終了後、青森県労働会館で報告集を開き、青森地連、東北地連、北海道地連、

進行役を務めた青森地連の江良書記長は参議院選挙の勝利を参加者に訴え、最後に後藤委員長の音頭でガンパロウを三唱し、熱気ある報告集を終了しました。

条件を改善することにあるが、通達で法の運用をタメに闘っているのがこの裁判だ。これからの運動につながる闘いとして勝ち抜こう」と挨拶

長崎県タクシー労組釣り大会

家族も参加し団結の輪を広げる



家族連れで釣り大会に参加した長崎県タクの仲間

長崎県タクシー労組は6月16・17日の両日、梅雨の合間かかわらず、両日で家族も含め約50人の組合員が参加しました。釣り大会の開催は3年ぶりです。

16日は小雨が降る中で行われ、あいにくの梅雨の時期にもかかわらず、両日とも長崎地区労の書記長と長崎県タクシー労組の顧問が駆けつけ、安倍内閣が進める富裕層優遇の経済政策が格差拡大を招いていることを批判し、平和と暮らしを守りかき守る政治への転換を参加者に呼びかけました。